

休職者の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月29日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合規則第11号

休職者の給与に関する規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

休職者の給与に関する規則の一部を改正する規則

休職者の給与に関する規則（昭和49年北上地区消防組合規則第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給割合)</p> <p>第2条 給与条例第27条第5項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(支給割合)</p> <p>第2条 給与条例第27条第5項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。